

令和6年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和6年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和6年11月12日

上三川町監査委員 舘野 治 信

上三川町監査委員 田村 稔

## 定例監査の結果について

### 1 監査期日

令和6年10月3日（木）・4日（金）

### 2 監査対象

庁内各課・室・局（以下「各課」という。）

### 3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

### 4 監査結果

#### (1) 総評（全体）【指摘事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

#### 【指導事項】

- 職員の時間外勤務状況について、一部の部署において時間外勤務の慢性化や、特定の担当者に業務が集中し長時間の時間外勤務が継続している状況が見受けられた。職員の健康管理の面からも問題があるため、業務分担の見直

しや、課内の係間の協力体制の構築、経験年数のバランスを配慮した人員配置、  
休職者がでた際の早期の人員補充などにより、業務量の集中を軽減し職場環境  
の改善を図られたい。 【総務課及び関係課】

## (2) 個別事項

個別事項は、次のとおりであるので検討等されたい。

※事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘してい  
るものについては、記述を省略している。

### 【検討事項（意見を含む。）】

- 自治会組織の中には、高齢化に伴う自治会活動の低下や自治会脱会者がみ  
られる。また、地域のつながりが希薄化していることにより自治会未加入者  
の増など、行政活動の基礎となる部分を大きく支えている自治会組織の存続  
が危惧される。自治会活動の活性化に対する支援について見直しをされ、対  
策を講じられたい。 【地域生活課・関係課】
- 町の公共施設や道路等に設置されている監視（防犯）カメラについて、関  
係課と連携した設置箇所の把握と管理・活用に努められ、より安全で安心な  
まちづくりに努められたい。 【総務課及び関係課】
- 図書館施設の有効活用について、ORIGAMIプラザ等関連施設との連  
携も含め、中期的な検討をされたい。 【生涯学習課】

## **監査結果の区分**

### 1 指摘事項等

#### (1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

#### (2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

#### (3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

### 2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）